R3.3.5 令和2年度第2回 猪名川·藻川河川保全利用委員会 審議資料2

### 3.審議事項

### (2)個別占用案件の審議【審議資料2】

### 【許可更新】

神津運動広場(伊丹市)

猪名川河川敷緑地 (猪名川第3・第4運動広場)(伊丹市)

東久代公園(川西市)

R3.3.5 令和2年度第2回 猪名川藻川河川保全利用委員会 審議資料2

### 個別占用案件のカルテ(許可更新)

神津運動広場(伊丹市)

番	0 1 0 1 4	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8 <b>k+</b> 110m
믁							

**1 . 施設の概要** (占用者作成)

1.施設の概	要		(占用者作成)						
位置図	神津運動広場	現況写真	Google						
現在の 利用形態	グラウンド2面								
占用面積	17,454.54m²	付帯施設等	バックネット(可搬式)61基 案内板(可搬式)1箇所 塁ベース(可搬式)8箇所						
許可の 経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可>平成28年7月12日 <許可期限> 平成33年3月31日	利用者数	平成 22 年度 33,296 人 平成 27 年度 10,870 人 平成 23 年度 34,565 人 平成 28 年度 24,593 人 平成 24 年度 31,593 人 平成 29 年度 22,865 人						
堤内地· 堤外地	堤内地 堤外地	団体数	平成 25 年度 17,715 人 平成 30 年度 7,210 人 平成 26 年度 6,728 人 令和元年 22,791 人						
周辺の 土地利用の 状況	3·第4運動広場)が隣接している。 ·下流側は、猪名川河川敷緑地がある。	状態となって 上流側に当	市が占用している猪名川河川敷緑地(猪名川第						
・隣接する提内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモー・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道における占田地の位置付け ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成に努めるとしている。									
その他 特記事項	・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 ・昭和55年5月10日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が野球、グラウンドゴルフの用途で利用している。 ・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年度3月末に復旧した。								

悉무 │ 1 1	014   占用目的	am the	<b>华</b> 司	伊贝市	#早6斤	左岸 6	0K-5/m~	6 2K_62m 5	2 k ± 1 1 0 m

番	号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸	6.0K-54	m ~ 6 .	2K-68m	5.8 <b>k+</b> 110m	
2.	施設	の現状									(占)	用者作成)	
		(	弋替性)										
			本市の市民スプ	ポーツ活動の	)場として市の	屋外体育	施設は全	*体で8	5,959 <b>m</b> ²a	ある。当	運動公園	を含む河川	
		旉.	占用範囲面積	は57,477r	m <sup>*</sup> で全体の66	.9%を占	めている	ことから	5、河川敷の	D運動於	を設は本す	市として不可	
		欠	欠な位置づけとなっている。										
		( !	(必要性)										
	占用の 必要性		本市において	は市民スポ−	-ツ活動の場と	として、市内	各所に	体育施	設を設置し	、体力の	の向上や	健康づくりを	
-		L33	本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを 図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さ									     (面積が小さ	
,	U-54 II		市となっており、	既に市街地	也の構成された	状況では	新たな施	設を設	置するのに	は難しい	状態であ	った。	
			そのような状況(	の中、猪名川	河川敷を野耳	求等のスポ	ーツがで	きるスク	ペースとして	活用し	たいとい	う要望が多く	
			の市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。   以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活										
			しているなど、										
			また、河川敷を										
			·····································		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 3 - 1132 - 1	37.3 ( 3		<u> </u>		,,		
		,	\'''''										
			対外の日本が建合安良会で温識して、日上的に建合している。利力制定、他放走補守を的自内依付してい。   る。										
			°。  ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在⟨ずかごの設置はしていない。										
			7.法占用)	(K/1)+31CC		14.19.27	2 ( 0 . 0 .	- 20 IT. \	) // C 0 //	X = 10 U		·	
管	理状》	兄   `	・なロハ) 野球用具、ベン	千 昭阳哭目	1等の不法占	田物件があ	. A						
			: 注持管理計画)	) \ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		11701175 0.							
		(A	,	宝兴禾昌人。	が十一笠田!	ている 守ま	10.651 <i>一片</i>	ニウンパ	の数供や	注サヨガ	ᇄᆂᇄᆂ	- 仁八 注	
		)±	1年を通して、)										
			!に保つことに留				る場合le	以說直	物は可倣コ	:\I_ () (	、のり争削	ドレエ作物の	
			(去を行う。(年1		裸を美他して	, 1 තු )							
		,	利用者·利用ル	,		L T // A D T T	30 <del>***</del> 1.4. <b>-</b> 4	- 1- 11 /-	- mz т- <del>1,</del> 1,4,4+;	55 <del></del> Tili	m	,	
∓ıl	用状》	_	と日祝は、ほぼ								用している	٥,	
小川	川北		利用者は、グラ	ワンドかいつ	も清潔に保て	るよっこみ	<b>ま持って</b>	帰るよう	になってい	1る。			
		,	注車場)										
		な	<u></u>						T				

### 前回審議の

意見

別紙のとおり

前回審議 意見の対応

別紙のとおり

### (環境への配慮)

外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っている。

### 環境保全に 向けて申請 (環境意識の啓発) 者の取り組

令和元年7月7日に猪名川河川レンジャーの環境学習会を実施、令和2年2月15日猪名川クリーン作戦に施 設利用者が参加した。今年7月も環境学習会を開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止とな った。来年2月の猪名川クリーン作戦も利用者を募り参加する予定。こういった取り組みを続けることで今後も 施設利用者の環境意識を高めていきたい。

猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体と連携を図り自然保護に努めている。

安全への慮	の配						
		<del>,</del>					
番号	0 1 0 1 4	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m

2 上四十二	D. 本 王			
3 . 占用内容0	少变更	-		(占用者作成)
変更前の占		$\square$	変更後の	
用内容		└─/	占用内容	
変更要望の 内容				
内容変更の 必要性				
変更の規模				
変更場所 の範囲図			管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み				
その他 特記事項				

番号	0 1 0 1 4	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸	6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m

### 4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

マ・ルビ政の日本	くるなったロンツへから	(內川首建自下版)
	び周辺の 環境	・当該占有地は猪名川と藻川分流部の上流に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・砂洲には一年生草本群落がみられ、河岸にはセイバンモロコシやカナムグラの群落が広がっている。 ・鳥類では、重要種のオオヨシキリ(鳥類)、カイツブリ(鳥類)、カワセミ(鳥類)等が確認されている。
自然環境上重要な場所		・占有地周辺に生育するツルヨシ群落などは、オオヨシキリ(鳥類)の重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギ(鳥類)やコチドリ(鳥類)の生息環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離:約 10~50m ・右岸は砂洲が広がっており、一年生草本群落が発達する。 ・左岸は護岸が整備されているものの、水際にはツルヨシ群落が帯状に分布する。
	水面との 高低差	·約 1.4m

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6	$.0K-54m\sim6$	. 2K-68m 5	.8 <b>k+</b> 110m

5 .	占用許可期間の更新、	占用内容の変更についての意見	(委員会作成)
6.	河川管理者の判断		(河川管理者)

番号 01014 占用目的 運動場 許可受者 伊丹市 場所 左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m

### 【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



上流側全景



下流側全景



堤防側の状況



堤防裏法側の状況



河岸側の状況



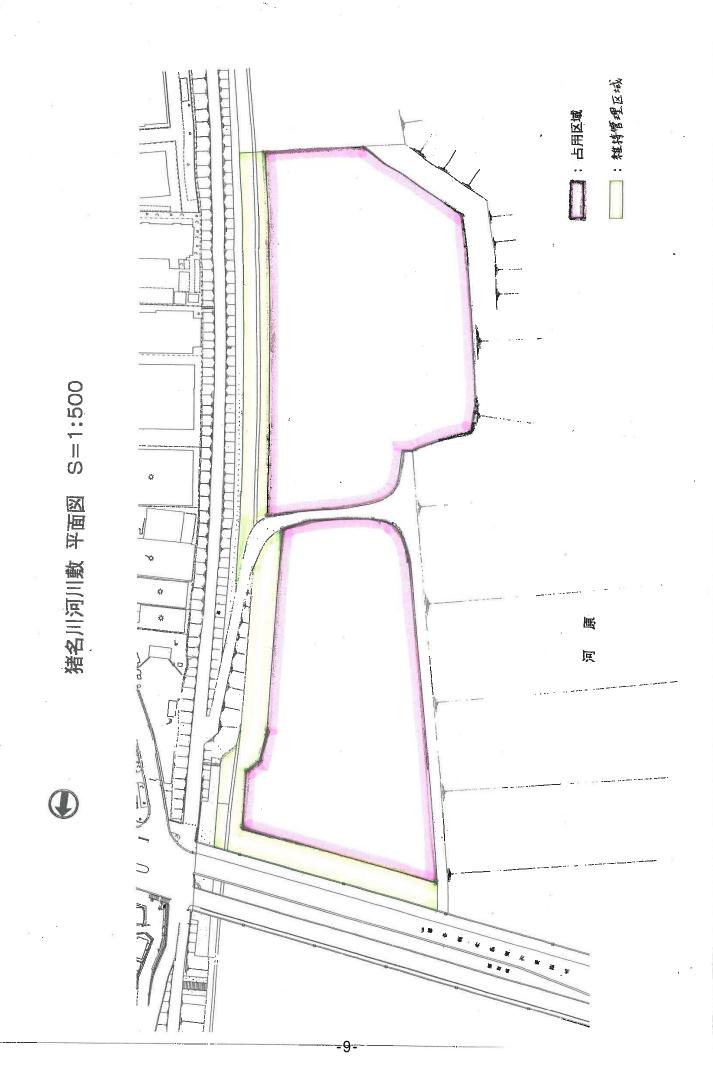
水際の状況

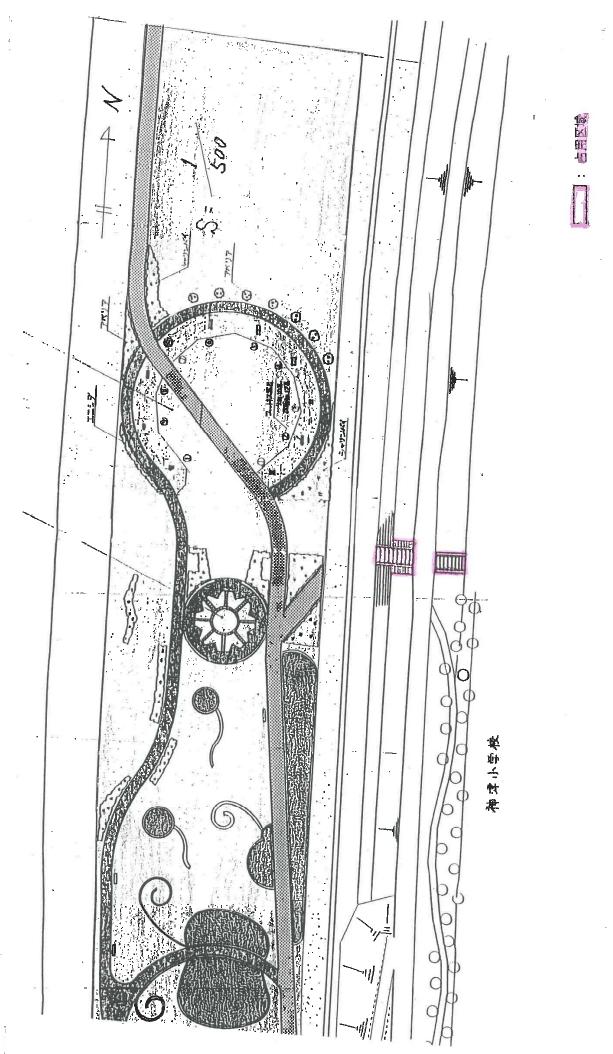


利用ルール看板の状況



桑津橋下の状況





河川保全利用チェックリスト/その1

委員会評価					
(高光日井側)	引き続き外来種 対策に取り組ま れたい	グラウンド等連続性 が確保されていな い箇所がある	該当する工作物 がない	環境保全にかか る啓発看板等は 設置されていない	河川レンジャーと 連携した環境学 習等が実施され ている
河川管理者			,	×	0
(前先用月欄)	昆虫館・みどり自 然課と連携して実 施している環境学 習会の内容を運 営委員会にも周 知し、広場整備と 併せて外来種駆 除の協力をお願 いしている。	占用地の一部は 自然の形を残して いる。			年1回伊丹市全体 の一斉清掃や環 境学習を行ってい る。
早			,	×	
判定基準	:保全されている :どちらともいえない ×:保全されていない	:連続性が確保されている :どちらともいえない ×:分断されている	:配慮されている :どちらともいえない ×:配慮されていない - :該当する工作物がない	:実績又は計画が妥当である :計画又は計画がやや妥当 性にかける x:特に実施していない	:実績又は計画が妥当である :計画又は計画がやや妥当 性にかける ×:特に実施していない
内容	<u>施設周辺の生物多様性</u> が保 全されているか	施設の <u>横断方向の生態系の</u> 連続性が確保されているか	舗装等を行う場合に、 <u>生物多</u> <u>様性に配慮した構造</u> になって いるか	環境保全に関する <u>啓発看板</u> <u>の設置等の対策</u> を施してい るか	環境保全に向けての河川 <u>愛</u> 護などの取り組みを行ってい , るか
細目 (整理番号)	施設周辺 への配慮 A-1	横断方向 の連続性 A-2	工作物へ の配慮 A-3	環境保全 への啓発 対策 B-1	河川愛護 活動 B-2
項目 (位置付け)	世 を を の の を 配	副 A		環境意識 9 88 88	R R B
(立		詽馞	多様性の	体全・再生	

河川保全利用チェックリスト/その2

委員会評価							
( 意為用 )	とふれあう施設で  はないが、自然観察  等活用を図る余地は ある	利用者数の把握 はされている	禁止事項や使用 後の清掃等の ルールが定めら れているが、広場 利用者により不 法行為が行われ ている。	看板が設置され ているが、老朽化 により明示が不 十分.	運営委員会規約 により、加盟条件 に排他性がない ことを確認した。	駐車場はない	駐車場の計画はない
河川管理者		0	×			-	
( 部2月4日)	運動施設のた め。	毎年報告を行っ ている。	禁止行為や使用 後の清掃等につ いて、ルールを定 めている。	看板等で明示し ている。	利用団体により 結成される運営 委員会が利用し ているが、委員会 参加について排 他性はない。		
申請	×					ı	1
判定基準	:川とふれあう施設である :どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	:把握している :ある程度の推定はできる ×:把握していない	:定めている :定めているが不十分 × :定めていない	:明示している :一部明示している ×:明示していない	: 排他・独占的な利用はない : どちらともいえない、 不明 ×: 排他・独占的な利用がある	:十分配慮している :配慮しているが不十分 x:配慮が全〈不足している、無 配慮 :駐車場はない	:十分検討している :検討しているが不十分、現 在検討中 ×:検討が全〈不足している、未 検討
内容	利用者が川とふれあう(親水・自 然観察等)ことが可能な施設か	施設の <u>利用者数(時刻、曜日、</u> 季節など)を把握しているか	<u>利用上のルール</u> (ゴミ処理方法 など)を定めているか	利用に関するルール、注意事 頂、緊急時の連絡先 をわかり やすい場所に看板等で <u>利用者</u> <u>へ明元</u> しているか	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	駐車場を利用する車と一般の河 川利用者、近隣住民間に交通 事故やトラブルが生じないよう、 通行経路や利用方法、管理体 割に配慮しているか	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか
(整理番号)	川とのふ れあい C-1	利用状況 の把握 C-2	利用上の ルール C-3	利用者へ の明示 C-4	公共性の 担保 C-5	利用方法 や管理体 制への配 慮 C-6	設置のた めの検討 の有無 C-7
項目 (位置付け)	利用形態		利用者· 利用人—	4			駐車場
 Jj	117 1447			用と責任	O		

河川保全利用チェックリスト/その3

委員会評価			
(前先用4脚)	運営委員会規約 において管理体 制・計画が定めら れている。 しかし、利用者が 河川管理施設に	重大な損傷を与え、また無許可工 た、また無許可工 作物の放置も改善されておらず、 適切な管理が行 われていない。	占用物件以外の ものが放置されて いる。
河川管理者		×	×
(計用欄)	運営委員会・市で 協力して管理して いる。	運営委員会において定期的に利用調整会議を行い管理している。	占用物件以外の 物件については、 今後も引き続き持 ち主に対して撤去 の指導をしてい 、。
申請者			×
判定基準	:整備されている :一部整備、整備途上 ×:整備されていない	:適正である :一部改正の余地がある、改 正中 ×:適正とはいえない、計画がない	:適正管理されている ×:不法占用の実態がある
内容	施設の <u>管理体制</u> を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・ 語所等がある等)	施設の <u>管理計画</u> は適正であ るか	利用者などが許可な〈用具収 納コンテナなどの <u>不法占用物</u> <u>件を持ち込まないよう、適正</u> に管理しているか
細目 (整理番号)	管理体制 D-1	管理計画 D-2	不法占用 対策 D-3
項目 (位置付け)	1 + 44 1 + 44	<b>施</b> 受司姓	不法占用
(位)	施設の	維持管理 口	

# 取組状況報告書 神津運動広場(伊丹市) [許可更新時]

### [前回審議された時の意見]

今回委員会の意見																		
今回委																		
今回の現地調査での意見																		
現在までの取組(対応)状況		平成30年6月、占用許可物件	以外の設置物や道具、堤防外	に設置されている道具入れの	倉庫等について撤去するよう指	導した。その後も占用物件以外	のものが放置されていたら、そ	の都度指導や注意を行ってい	9°	占用物件のネット等を使用し、	堤防側通行者にボールが飛ば	ないよう配慮している。また、河	川管理用通路付近に人を立た	せ、通路側へボールが飛ばな	いよう対策している。	刈った芝はそのまま放置せず、	クリーンセンターと連携して処	分している。
中間報告時の市の回答	(H30 年度第2回)	神津運動広場運営委員会会長、	さらに団体代表者に対して、占	用物件以外の物も含めて設置し	ている備品について整理を行う	よう指導した。占用地復旧後も整	理が行えるよう指導することに努	øs.		占用地復旧後にバックネット他	看板等の設置も検討していきた	١١,				その都度クリーンセンターと連携	して処分している。	
更新時委員会の意見	(H27 年度第2回)	占用物件以外のものを放置せ	ず、その都度持って帰るように	管理していただきたい。						硬式野球を行っているが、安全	性を高める努力をしていただき	たい。				刈った芝をきっちりと処分してい	ただきたい。	
묲	中	7	_							C	7					C	ဂ	

_	環境保全に関する啓発看板の	環境関連部局とも連携し看板設	設置場所や掲載内容等につい	
4	設置をお願いする。	置を検討する。豪雨の被害を受	て環境関連部局と連携、調整	
		けにくい場所等も併せ、検討す	し、今年度設置する予定。	
		ν° °		
Ц	環境学習会をこれからも進めて	引き続き環境学習会や清掃活動	令和2年2月15日に行われた	
ဂ	いただきたい。	に取り組んでいく。	猪名川クリーン作戦に参加し	
			た。	

### 中間報告時新規意見】

-15-		中間報告時委員会の意見 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
	_	工事後の草刈りについてきちんと管 理を続けること。	定期的に利用者が草刈りを実施している。		
	2	工事完了後も占用物件以外のもの が放置されているのを発見したら、	占用物件以外のものが放置されていた ら、その都度指導や注意を行っている。		
		指導や注意を行うこと。			



甲様式1

27国近整猪占調河占第135号

### 許 可 書

住所 氏名 伊丹市

平成28年2月16日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築(神津運動広場) については、河川法(昭和39年法律第167号)第24条及び第26条第1項の規定に 基づき別記のとおり許可する。

平成28年 7月12日

### 近畿地方整備局長



- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する 者は法務大臣。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の 審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があ ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その 審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審 査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な 理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請 求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審 査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記(乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等)

1 河川の名称 淀川水系 猪名川

2 目 的 公園(多目的運動広場)

3 場 所 伊丹市森本1丁目地先

(左岸 6.0k-54m~6.2k-68m及び5.8k+110m)

4 工作物の名称 神津運動広場 又 は 種 類

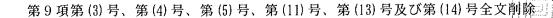
5 工作物の構造 又 は 能 力

別紙のとおり

6 工 期

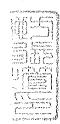
7 占用面積 17,454.54㎡

8 占 用 期 間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで



### 9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名(法人にあってはその名称)、連絡先(電話番号は法人の場合に限る。)及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所(以下「出張所長」 という。)の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長(以下「事務所長」という。)に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能(河川管理上必要とされるものに限る。)を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目 視その他適切な方法により点検を行うこと。
  - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について 報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求め たときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
  - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
  - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
  - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないと き。
  - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又は これらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

- (11) <del>この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。</del>
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、 第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする 場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る王事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て 検査を受けること。
- (14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る 王作物を使用してはならない。
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
  - 一 占用の期間を満了したとき。
  - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
  - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
  - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民(以下「利用者等」という。)の安全確保のため次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制 (土日・祝日及び勤務時間外を含む。)を出張所長に届け出ること。これを変 更しようとするときも、同様とする。
  - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
  - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
    - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
    - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
    - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
  - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げる口及びハの措置を講じるにあたって 河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置 を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物

は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る猪名川河川敷緑地の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



### 別紙

### 5. 工作物の構造又は能力

名称	構造又は能力	数量
運動施設	野球場(陸上競技場・サッカー場兼用)	2 箇所
管理施設	階段 案内板 (可搬式) バックネット (可搬式) 塁ベース (可搬式)	2 箇所 1 箇所 6 1 基 8 箇所

### バックネット内訳

幅	高さ	数量				
2	2	4 2				
3	2	5				
3	4	2				
3. 2	4	1 0				
5	2	1				
1 5	3	1				
計	6 1					



R3.3.5 令和2年度第2回 猪名川藻川河川保全利用委員会 審議資料2

### 個別占用案件のカルテ(許可更新)

猪名川河川敷緑地(猪名川第 3・第 4 運動広場) (伊丹市)

番号   01018   占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	提所	左岸 6.2K~6.6K-50m

**1.施設の概要** (占用者作成)

1.施設の概	[安		(占用者作成)				
位置図	猪名川第3第4運動広場	現況写真	Goode				
現在の 利用形態	グラウンド3面(猪名川第3·第4運動公園)第3公園はA·Bの2面のグラウンド有						
占用面積	27,113.34㎡付帯施設 等サッカーゴール(可搬式)12基 ベンチ(可搬式)17基 植栽(アベリア)約1,920本						
	< 当初許可 > 昭和58年3月16日 平成22年度110,785人 平成27年度112,365 /						
許可の   経緯	│ │ <前回更新許可>平成28年4月4日	利用者数	平成 23 年度 103,610 人 平成 28 年度 108,500 人				
WT wet	<許可期限 > 平成33年3月31日 ·		平成 24 年度 107,080 人 平成 29 年度 96,150 人				
堤内地·	堤内地 堤外地	団体数	平成 25 年度 56,800 人 平成 30 年度 24,410 人				
堤外地			平成 26 年度 16,030 人 令和元年度 117,574 人				
周辺の 土地利用の 状況	・提外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と、河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。						
関連諸計画 における占 用地の位置 付け	・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。						
	・昭和58年3月16日に占用許可いただいて以	来、地域住民	民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカ				
その他	ー、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール等の)		•				
特記事項	・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠オ	くし、国からの	D補助を得て、平成26年6月に復旧した。				
			3、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水				
	し、使用不可能となる。平成27年4月1日から	复旧し使用す	丁能となる。				

・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年3月末に復旧した。

悉是	01018	上田日的	a 動提	<b>許可受老</b>	伊丹市	提昕	左岸 6.2K~6.6K-50m
田り	0 1 0 1 0		上手打り	디디디모디	トルコル	<i>-</i> 勿 <i>[</i> /]	<b>工</b> 开 0.2K~0.0K-30III

2 . 施設の現	(占用者作成)
占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85,959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。 (必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。
管理状況	(施設管理) ・平成18年度より指定管理者による管理が始まり、令和元年度からはアシックス・サンアメニティ共同体により、利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。 (不法占用) 無し (維持管理計画) 1年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。 河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(1年に1度工作物の撤去訓練を実施。)
利用状況	(利用者・利用ルール) 年間の予約は年間利用調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押さえ、それ以外の市民の利用者は、月初めの1日から7日までの間で、開いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空きがあれば随時受け付ける。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。 (駐車場) 堤内側の河川区域外にある。

前回審議の 意見	別紙のとお	נופ			前回審議 意見の対応	別紙	のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	猪名川河川 (環境意識の 令和元年7月 設利用者がった。来年2	の駆除をみど 事務所より紹介 D啓発) 月7日に猪名川 参加した。今年 月の猪名川ク	河川レンジャ-   7月も環境学	ドランティア団 一の環境学習 習会を開催子  用者を募り参	体との連携を 会を実施、令 定だったが、新	和2年2月 新型コロ:	保護に努めている。 月15日猪名川クリーン作戦に施 ナウイルスの影響により中止とな に取り組みを続けることで今後も
安全への配慮							
番号	0 1 0 1 8	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
3 . 占用内容	の変更						(占用者作成)
変更前の占 用内容					変更後の 5用内容		
変更要望の 内容					<u>.</u>		
内容変更の 必要性							
変更の規模							
変更場所 の範囲図				Ê	<b>管理体制</b>		
占用内容 変更による 河川環境への 影響	)			,	,		
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み							

特にな	:0
その他 特記事項	

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
	0 1 0 1 0		连到物		12-11111	<i>&gt;7</i> 01 [7]	1 1 1 0 . 2 N 0 . 0 N - 3 0 III

### 4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

. 2012 45 17	11-02-20H 2-D 12-D	(737111-11117-20)
	·び周辺の 環境	<ul> <li>・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。</li> <li>・低水路には砂洲が広がっており、大部分が裸地となっているが、一部ネズミムギ、シロザ、オオイヌタデ等の一年生草本群落がみられる。また水際の湿性立地ではヤナギタデ、オオクサキビ、ツルヨシ等が生育している。</li> <li>・鳥類では、河川敷草地においてキジ、とバリ、オオヨシキリ、セッカ、カワラヒワ、スズメ等が確認されたほか、水辺や水域ではカワウやササゴイ、コサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、カワセミが確認されている。</li> <li>・昆虫類では、草地や裸地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類やカスミカメムシ類、シロチョウ類、ハナアブ類やテントウムシ類が多く確認されている。また河川敷草地ではコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。</li> <li>・両生・爬虫類では、水辺にクサガメ、ミシシッピアカミミガメが確認され、哺乳類では堤防上の人工構造物ではイタチ属の糞、オギ原でカヤネズミの巣が確認されている。</li> <li>・重要種としては、イソシギ、ハマシギ、コチドリ、オオヨシキリといった鳥類、シルピアシジミ、アキアカネ、キアシハナダカバチモドキといった昆虫類、哺乳類のカヤネズミなどが確認されている。</li> </ul>
自然環境上	重要な場所	<ul> <li>・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。</li> <li>・堤防の草地はシルビアシジミにとって重要な生息地となっている。</li> <li>・水際のツルヨシ群落は、オオヨシキリやカヤネズミにとって重要な繁殖環境となっている。</li> </ul>
水際の	水域までの 距離	・水域までの距離:約10~50m ・右岸は、砂洲が広がっており、ヤナギタデ等の一年生草本群落が発達するほか、ツルョシ群落がみられる。 ・左岸には護岸が整備されている。
状況	水面との 高低差	· 約 2.9m

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
ᄪᄀ	0 1 0 1 0				12_ / J i la	2011	11 TH 0.2N 0.0N 30m

5	占用許可期間の更新、	占用内容の変更についての意見	(委員会作成)
6.	河川管理者の判断		(河川管理者)

番号 01018 占用目的 運動場 許可受者 伊丹市 場所 左岸 6.2K~6.6K-50m

### 【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)





上流側全景



堤防側の状況



占用標示板の状況



利用ルール明示看板の状況

下流側全景



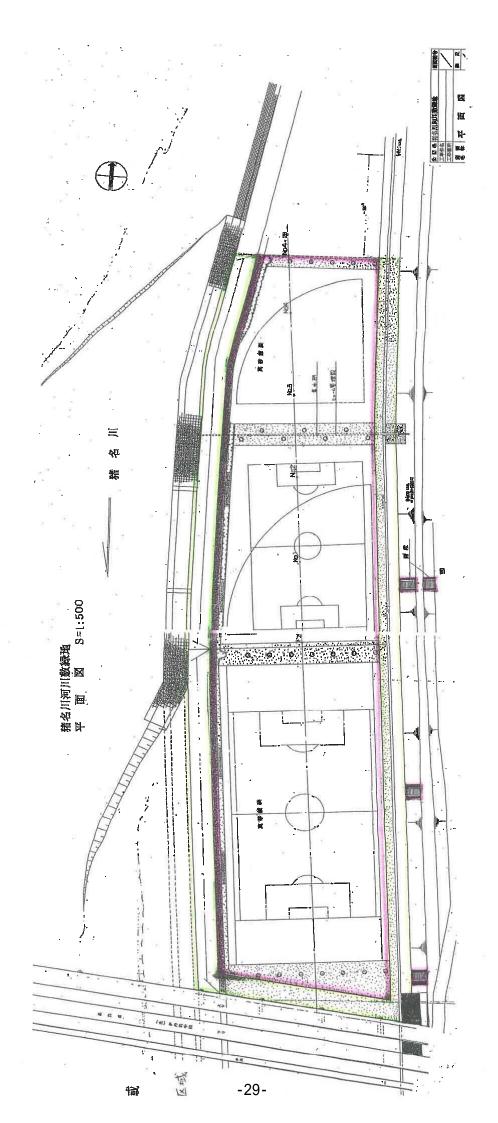
河岸側の状況



利用ルール明示看板(ゴルフ禁止)の状況



ツルバカマの状況



河川保全利用チェックリスト/その1

委員会評価					
(高兌用持欄))	引き続き外来種 対策に取り組ま れたい	グラウンド等連続性 が確保されていな い箇所がある	舗装種別等、更な る工夫の余地が ある	環境保全にかか る啓発看板等は 設置されていない	河川レンジャーと 連携した環境学 習等が実施され ている
河川管理者				×	0
(高先用牙觸)	昆虫館・みどり自 然課と連携しなが ら外来種対策に 取り組んでいる。	占用地の一部は 自然の形を残して いる。	自然色アスファルト 等の舗装を実施し ているが、生物多 様性に配慮した構 造になっている。	現在は特に実施していない。	年1回伊丹市全体 の一斉清掃や環境学習を行っている。
申請者				×	
判定基準	:保全されている :どちらともいえない ×:保全されていない	:連続性が確保されている :どちらともいえない ×:分断されている	:配慮されている :どちらともいえない ×:配慮されていない -:該当する工作物がない	:実績又は計画が妥当である :計画又は計画がやや妥当 性にかける x:特に実施していない	:実績又は計画が妥当である :計画又は計画がやや妥当 性にかける ×:特に実施していない
内容	<u>施設周辺の生物多様性</u> が保 全されているか	施設の <u>横断方向の生態系の</u> 連続性が確保されているか	舗装等を行う場合に、 <u>生物多</u> <u>様性に配慮した構造</u> になって いるか	環境保全に関する <u>啓発看板</u> <u>の設置等の対策</u> を施してい るか	環境保全に向けての <u>河川愛</u> 護などの取り組みを行ってい るか
細目 (整理番号)	施設周辺 への配慮 A-1	横断方向 の連続性 A-2	工作物へ の配慮 A-3	環境保全 への啓発 対策 B-1	河川愛護 活動 B-2
項目 (位置付け)		仕 位 を を 同 A A		現 現 時 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	R G S
τ)		—————————————————————————————————————	多様性の保会	H - E	

河川保全利用チェックリスト/その2

委員会評価							
(言范日月欄)	川とふれあう施設で はないが、自然観察 等活用を図る余地は ある	利用者数の把握 はされている	ゴルフ・火気使用 等の禁止行為 や、ゴミの持ち帰 り等のルールが 定められている。	看板による利用 者への明示はさ れていない	市体育協会加盟団体が優先使用しているが、他の一般 いるが、他の一般 利用者も空いてい	定期的な巡回や 整理員の配置が されている。	新たな駐車場の計画はない
河川管理者		0		×			I
(意為用欄)	運動施設のため。	毎年報告を行って いる。	くずかごを設置せ ず各自でゴミを持 ち帰る。	看板表示がはずれ てしまい士台だけ が残っている状態 のため利用者へ明 示できていない。	市体育協会加盟 の団体等が大会 等で優先的に使 用。空いている日 は一般利用。	利用者が多い(休日に)は係員を配置し、平日も定期置し、平日も定期的に巡回してい	すでに駐車場を 設置している。 (河川区域外)
申請者	×			×			ı
判定基準	:川とふれあう施設である :どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	:把握している :ある程度の推定はできる ×:把握していない	:定めている :定めているが不十分 ×:定めていない	: 明示している : 一部明示している ×: 明示していない	: 排他・独占的な利用はない : どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	可 :十分配慮している :配慮しているが不十分 ×:配慮が全〈不足している、無 配慮 :駐車場はない	:十分検討している :検討しているが不十分、現 在検討中 x:検討が全〈不足している、未 検討
内容	利用者が <u>川とふれあう</u> (親水・自 然観察等)ことが可能な施設か	施設の <u>利用者数(時刻、曜日、</u> 季節など)を把握しているか	<u>利用上のルール</u> (ゴミ処理方法 など)を定めているか	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかり やすい場所に看板等で <u>利用者</u> へ <u>明元</u> しているか	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事かやトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体間に配慮しているか	駐車場の設置要望がある場合 は、出入時の動線、安全対策、 不法進入対策、管理体制、自然 <sup>在</sup> 環境への影響など、詳細な検討 をしているか
細目 (整理番号)	川とのぶ れあい C-1	利用状況 の把握 C-2	利用上の ルール C-3	利用者へ の明示 C-4	公共性の 担保 C-5	利用方法 や管理体 制への配 慮 C-6	設置のた めの検討 の有無 C-7
項目 (位置付け)	利用形態		成 田田 宇 -		O		垂 車 車

河川保全利用チェックリスト/その3

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		4 光土地上里城乡 55
えない、計画がな えない、計画がな されている の実態がある	野正とはい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設の <u>管理計画</u> は適止であ るか ×:適正とはいえない、 い 利用者などが許可な〈用具収 約コンテナなどの <u>不法占用物</u> 性を持ち込まないよう、適正 に管理しているか

## 猪名川河川敷緑地(猪名川第3·第4運動広場)(伊丹市) 取組状況報告書

[許可更新時]

[前回審議された時の意見]

梅	更新時委員会の意見	中間報告時の市の回答	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
	(H27 年度第 2 回)	(H30年度第2回)			
	アベリアの植栽の中に雑草が	雑草の除去に努め、適切な管理	適切な植生管理を行うよう指定		
	伸びてきており、雑草の管理を	に努める。	管理者に指導している。		
	行っていただきたい。				
	環境学習会をこれからも進めて	引き続き環境学習会や清掃活動	令和2年2月15日に行われた		
	いただきたい。	に取り組んでいく。	猪名川クリーン作戦に参加し		
			<del>ار</del> ،		
	環境保全に関する啓発看板の	環境関連部局とも連携し、看板	設置場所や掲載内容等につい		
	設置をお願いする。	設置を検討する。豪雨の被害を	て環境関連部局と連携、調整		
		受けにくい場所等も併せ、検討	し、今年度設置する予定。		
		<del>व</del> ठु <sub>°</sub>			

### [中間報告時新規意見]

	中間報告時委員会の意見	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
	(H30 年度第 2 回)			
7	工事後の草刈りについてきちんと管	2019 年 4 月から指定管理者が変わった		
_	理を続けること。	こともあり、整備エリアを明確にし、整備		
		する際は、猪名川に在来する植物群に		
		ついては伐採しないよう指導している。ま		
		た、2019年7月、猪名川第4運動広場の		
		ツルフジバカマ養生エリアを仮囲いし、よ		
		りわかりやすくした。		
C	草刈りの時期については、慎重に検	1週間に1度見回り、伸びている箇所に		
<u>۷</u>	言すすること。	ついては、随時草刈りを実施している。		
C	アベリアの植栽の中に雑草が伸び	アベリアの植栽の中の雑草についても適		
၇	てきており、雑草の管理を行ってい	正に管理するよう指定管理者に指導して		
	ただきたい。	113.		



甲様式1

27 国近整猪占調河占第141号

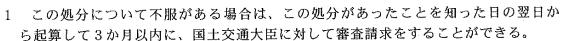
### 許 可 書

住所 氏名 伊丹市

平成28年2月16日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築(猪名川第3・第4運動広場)については、河川法(昭和39年法律第167号)第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 4月 4日

### 近畿地方整備局長



- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する 者は法務大臣。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の 審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があ ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その 審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審 査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な 理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請 求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審 査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記(乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等)

1 河川の名称 淀川水系 猪名川

2 目 的 公園(多目的運動広場)

3 場 所 伊丹市東桑津池田川筋地先 (左岸 6.2 k m~6.6 k -50m)

4 工作物の名称 猪名川第3・第4運動広場 又 は 種 類

5 工作物の構造 別紙のとおり 又 は 能 力

6 工 期 ————

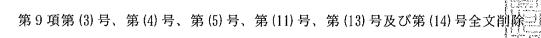
7 占用面積 27,113.34㎡

1966年 - 1964年 -

8 占 用 期 間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで

(1) 17 (1) 19 (1) 2 日對其中的 (1) 19 (2)

and the state of the company for a second second



### 9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名(法人にあってはその名称)、連絡先(電話番号は法人の場合に限る。)及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所(以下「出張所長」 という。)の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするとさは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) <del>この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長(以下「事務所長」という。)に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。</del>
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能(河川管理上必要とされるものに限る。)を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目 視その他適切な方法により点検を行うこと。
  - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について 報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許 可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求め たときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
  - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
  - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
  - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないと き
  - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又は これらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

- (11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、 第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする 場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て一 検査を受けること。
- (14) <del>この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る</del> <del>工作物を使用してはならない。</del>
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を 受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必 要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
  - 一 占用の期間を満了したとき。
  - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
  - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
  - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民(以下「利用者等」という。)の安全確保のため次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制 (土日・祝日及び勤務時間外を含む。)を出張所長に届け出ること。これを変 更しようとするときも、同様とする。
  - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
  - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
    - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
    - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
    - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法につい て検討するとともに、必要な措置を講じる。
  - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げる口及びハの措置を講じるにあたって 河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置 を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物

は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る猪名川河川敷緑地の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



### 別紙

### 5. 工作物の構造又は能力

名称	構造又は能力	数量	
運動施設	球技場 コンクリート縁石 擬石縁石 自然色アスファルト舗装 真砂舗装 インターロッキング舗装 芝舗装	3 箇所 1, 016. 00m 699. 00m 1, 048. 00㎡ 21, 994. 00㎡ 115. 80㎡ 2, 603. 80㎡	
1.00 mm m m m m m m m m m m m m m m m m m	ラインマーク・	一式	
修景施設	植栽 (アベリア)	1, 920本	
休養施設	ベンチ (可搬式)	17基	
管理施設	· 階段(幅員2.8m 延長8m) サッカーゴール ヒューム管(埋没) 集水桝	4 箇所 12基 60. 00m 1 基	



R3.3.5 令和2年度第2回 猪名川藻川河川保全利用委員会 審議資料2

### 個別占用案件のカルテ(許可更新)

東久代公園 (川西市)

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m~8.6K

**1 . 施設の概要** (占用者作成)

. 施設の概要	<b>要</b>	T	(占用者作成)					
位置図	A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O	現況写真	球技場から下流側へ アニスコートから上流側へ					
<b>11</b> ≠ 0	園路∶総延長 3,763m							
現在の 利用形態	広場:自由広場 1 カ所、休養広場 2 カ所							
137.371772	│ │運動広場:野球場1 面、球技場1 面、テニスコ	ート5 面						
上田西建		付帯施設 等	バックネット4 基、防球ネット、ベンチ34					
占用面積	7 2 , 1 5 2 . 8 3 <b>m</b> ²	<del>उ</del>	基、トイレ2基、日除けテント8基、その他					
	<当初許可> 昭和49年3月1日		平成 27 年度 84,048 人					
許可の経緯	   <前回更新許可>平成 28 年 8 月 16 日	利用者数	平成 28 年度 102,983 人					
	   <許可期限 > 令和 3 年 3 月 31 日		平成 29 年度 85,259 人					
堤内地·	19 + 111.	団体数	平成 30 年度 83,941 人					
堤外地	堤内地 · 堤外地		令和 元 年度 89,386 人					
周辺の 土地利用の 状況	・占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は 第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。 ・上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占用している猪名川第1第2運動公園と接しています。							
関連諸計画 における占 用地の位置 付け	・「第5次川西市総合計画」では、競技スポーツの場として、また、スポーツを通した仲間作り、世代間の交流などコミュニティの形成の場として、東久代公園を始めとする市内の体育施設の適正な管理・運営が必要であると位置づけています。 ・兵庫県の地震災害対策計画(防災予防計画)において東久代公園を広域防災拠点としており、有事の際は救援・復旧活動要員出動及び地域内外からの緊急物資、復旧用資機材等の集積・配送の拠点とします。 ・「川西市緑の基本計画」では、猪名川全体を水に親しみ自然とふれあうことができる水辺の空間として捉え、整備にあたっては自然環境に配慮したものとする必要があるとしています。 ・「生物多様性ふるさと川西戦略」では、猪名川全体を市内の水生生物の多様性の確保、保全の場として重要な空間であるとしています。							
その他 特記事項								

番号 0100	8 上田目的	東々代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m~8.6K

. 施設の現	(占用者作成)
占用の 必要性	(代替性) 現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1 カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占用している 70,000 ㎡もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。 (必要性) 東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和 49 年から占用してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。 年間の利用者数は、有料施設だけで 89,386 人(令和元年度)に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。 今後とも、スポーツを通した仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。
管理状況	(施設管理) 平成 26 年度から、公募により(公財)川西市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として指定 いたしました。現在、職員 2 名と受付業務等を行なう職員 1 名が常駐し、管理運営にあたっています。  (不法占用) 本市占用区域内に建設資機材等の不法占用物件があり、現在、猪名川河川事務所と共に、不法占用者の事務所に出向いたり、現場に立看板を設置したり等、是正指導をおこなっています(令和 2 年度には弁護士と委任契約を締結し、通知文書の送付等を実施)。  (維持管理計画) 随時施設点検を実施し、必要な箇所について順次修繕を実施しています。
利用状況	(利用者・利用ルール) 無料の「公園」スペースでは、24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。 なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。 ・当公園内においては管理職員の指示に従う。 ・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。 ・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理することまた、禁止行為を下記のとおり定めています。 ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、 犬や他の動物の放し飼い、 酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、 花や木を傷めること、 魚や鳥を殺傷すること 公園その用途以外に使用すること

<del>-</del>								
	(駐車場) 無料駐車場 87	台を設置して	います。					
前回審議の 意見	別紙のとおり				回審議	別紙のと	:ສາງ	
	(環境への配慮)							
	指定管理者において随時、除草作業や清掃作業を行っています。							
環境保全に								
向けて申請 者の取り組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
み	発看板の設置について、河川洪水時にも危険のない形態での設置を引き続き検討してまいります。							
	河川の環境保全に対する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携し、利用者を対象にオオブタク							
	サやキクイモの駆除体験を含む外来植物に関する環境学習会を開催いたしました。							
	河川洪水時の対策として、占用物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただ							
安全への配	ちに撤去できる体制を取っています。また、年に 1 回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練							
慮   を実施しています。 								
番号	0 1 0 0 8	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m~8.6K	

3	. 占用内容	の変更						(占用者作成)
	変更前の 占用内容				変更後の	)占用内容		
	変更要望 の内容			•				
	内容変更 の 必要性							
	変更の規模							
	変更場所 の範囲図						管理 体制	

占用内容 変更による 河川環境 への影響	
占変おける 現りは おりは は は は は は は は は は は は は は は は は は	
その他 特記事項	

番号	0 1 0 0 8	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m~8.6K
ш э	• • • • •	H,13 H 13	71771100111	H1 3~ H	7.11—1.15	20171	H/1 0.0 0.0

### 4.施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

- 1001011111111111111111111111111111111		(**************************************
占用地及び周辺の 自然環境		・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には自然再生として整備された砂礫河原が広がっている。水際にはツルヨシ群落がみられ、河岸にはカナムグラ群落やりズ群落が広がっている。 ・鳥類は、砂礫河原を利用するイカルチドリ、コチドリ等が確認されている。 ・重要種としては、水際にカワヂシャ(植物)、砂礫地にイソシギ(鳥類)、コチドリ(鳥類)、ツルヨシ群落やオギ群落にはカヤネズミ(哺乳類)が確認されている。また水域には、カマツカ、ミナミメダカ、コウライモロコといった魚類の重要種も確認されている。
自然環境上重要な場所		・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・水辺のワンドやたまりは、ミナミメダカ、コウライモロコといった重要な魚類の生息環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離:約5~50m ・左岸は護岸が整備されているが、低水路には砂礫河原が広がっている。 ・右岸はツルヨシ群落が発達し、水際にはワンド環境もみられる。
	水面との 高低差	·約 1.5m

番号   01008   占用目的   東久代公園   許可受者   川西市   場所   右岸 8.0K+50m~8.6K
--

5	. 占用許可期間の更新、	占用内容の変更についての意見	(委員会作成)
<u> </u>			
6_	. 河川管理者の判断		(河川管理者)

番号 01008 占用目的 東久代公園 許可受者 川西市 場所 右岸8.0K+50m~8.6K

### 【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



上流側全景



堤防表法面の状況



不法占用の状況



堤外側の駐車場



下流側全景



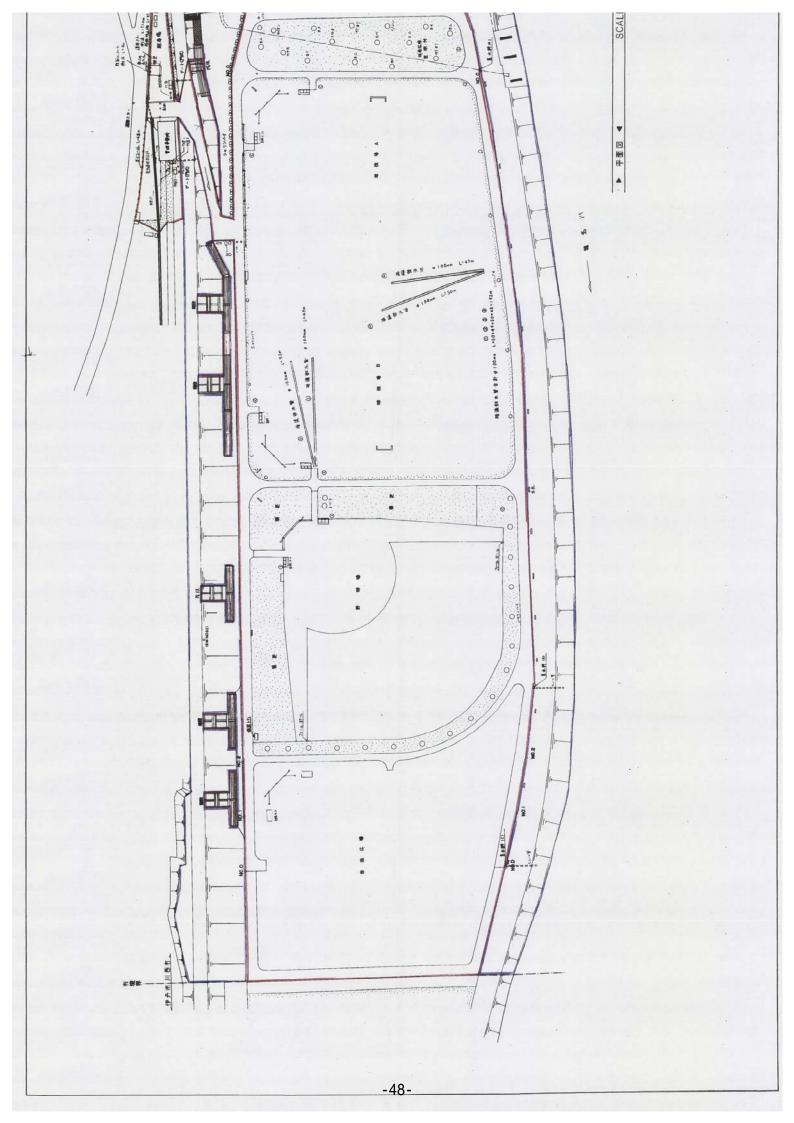
観覧席護岸横の堤防損傷

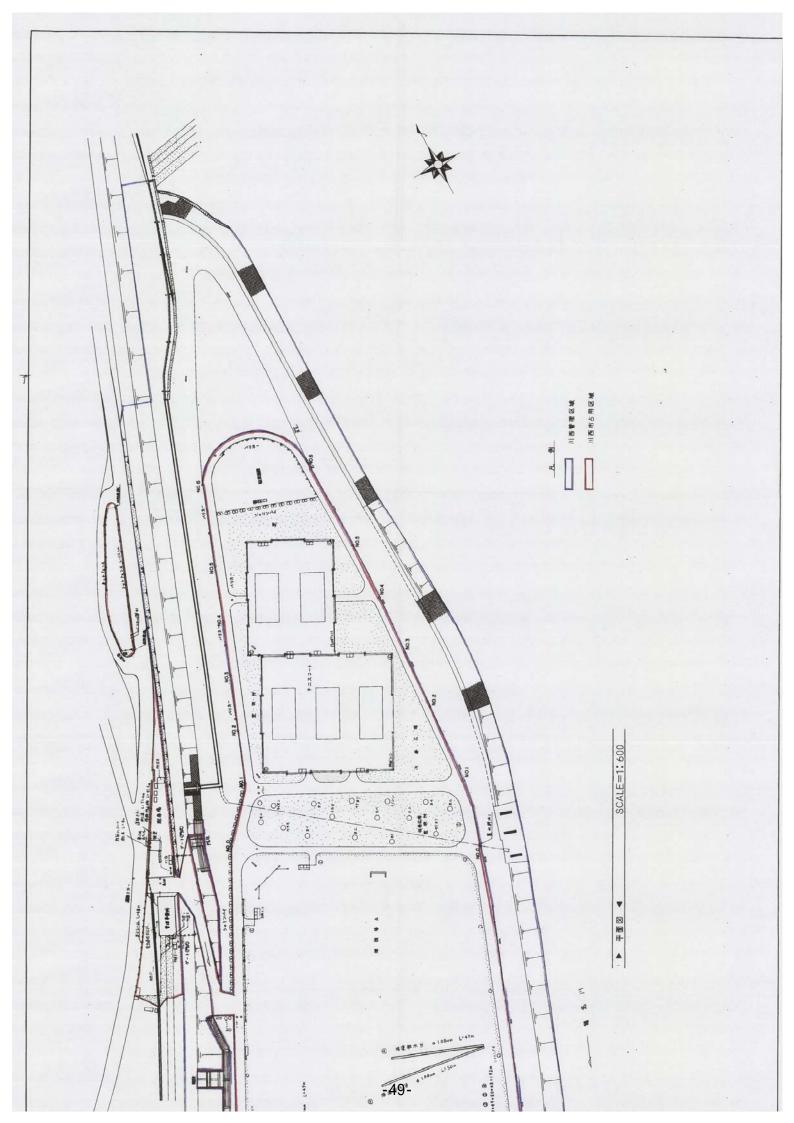


河岸側の状況



利用ルール明示看板





河川保全利用チェックリスト/その1

委員会評価					
(意免用持續)	引き続き外来種 対策に取り組ま れたい	テニスコート、グラ ウンド、園路等連続 性が確保されてい ない箇所がある	舗装箇所につい ては生物多様性 に配慮した構造に はなっていない	環境保全にかか る啓発看板等は 設置されていない	河川レンジャーと 連携した環境学 習会が実施され ている
河川管理者			×	×	0
( 章兌 8月 4欄 )	生態系への影響 が懸念される殺 虫剤等の散布を 行わない	一部はテニスコート やグラウンド利用し ているものの、周辺 は自然を残してい る	舗装箇所は最低 限に留め、自然を 残している	啓発看板について、 河川洪水時にも危険 のない状態での設置 等を引き続き検討す る	河川レンジャーと 連携し生物多様 性に関する環境 学習会を実施
申請者					
判定基準	:保全されている :どちらともいえない ×:保全されていない	:連続性が確保されている :どちらともいえない ×:分断されている	:配慮されている :どちらともいえない ×:配慮されていない -:該当する工作物がない	:実績又は計画が妥当である :実績又は計画がやや妥当 性にかける ×:特に実施していない	:実績又は計画が妥当である :実績又は計画がやや妥当 性にかける ×:特に実施していない
松	<u>施設周辺の生物多様性</u> が保 全されているか	施設の <u>横断方向の生態系の</u> 連続性が確保されているか	舗装等を行う場合に、 <u>生物多</u> <u>様性に配慮した構造</u> になって いるか	環境保全に関する <u>啓発看板</u> <u>の設置等の対策</u> を施してい るか	環境保全に向けての <u>河川愛</u> 護などの取り組みを行ってい るか
細目 (整理番号)	施設周辺 への配慮 A-1	横断方向 の連続性 A-2	工作物へ の配慮 A-3	環境保全 への啓発 対策 B-1	河川愛護 活動 B-2
項目 (位置付け)		世 を を を の の 所 A	多様性のほ	環境 環境 8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.	V百光 B

## 河川保全利用チェックリスト/その2

委員会評価							
(言范日月欄)	川とふれあう施設では ないが、自然観察等 活用を図る余地はあ る	利用者数の把握 はされている	利用上のルール が定められている	看板による利用 者への明示がさ れている	体育施設は事前 予約により、その 他は自由使用に より、広く一般に 利用されている	堤外、堤内に駐車場があり、それぞれ河川利用者等の通行には配慮されて記	新たな駐車場の計画はない
河川管理者		0	0	0	0	0	I
(意知明期)	施設周辺の水深が深 いため川へのアクセ スは容易ではないが 自然観察は可能	指定管理者によ る利用者数の把 握と報告あり	利用上のルールを 定めており指定管 理者により運用され ている	看板による明示 あり	事前申請した体 育施設利用者以 外でも公園スペー スは自由に利用 できる	駐車スペースの 整備を行い、通行 経路を案内する 看板等を設置して いる。	
申							
判定基準	: 川とふれあう施設である : どちらともいえない × : 川とふれあう施設ではない	: 把握している : ある程度の推定はできる × : 把握していない	:定めている :定めているが不十分 ×:定めていない	: 明示している : 一部明示している × : 明示していない	: 排他・独占的な利用はない : どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	i : 十分配慮している   :配慮しているが不十分   x:配慮が全〈不足している、無   配慮 :駐車場はない	: 十分検討している : 検討しているが不十分、現 在検討中   x : 検討が全〈不足している、未   検討
內容	利用者が <u>川とふれあう</u> (親水・自 然観察等)ことが可能な施設か	施設の利用者数(時刻、曜日 <u>、</u> 季節など)を把握しているか	<u>利用上のルール</u> (ゴミ処理方法 など)を定めているか	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で <u>利用者へ</u> <u>明示</u> しているか	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる推他・独占的な利用はないかか	駐車場を利用する車と一般の河 川利用者、近隣住民間に交通事 故やトラブルが生じないよう、通 行経路や利用方法、管理体制に 配慮しているか	駐車場の設置要望がある場合 は、出入時の動線、安全対策、 不法進入対策、管理体制、自然 環境への影響など、詳細な検討 をしているか
細目 (整理番号)	川とのふ れあい C-1	利用状況 の把握 C-2	利用上の ルール C-3	利用者へ の明示 C-4	公共性の 担保 C-5	利用方法 や管理体 制への配 慮 C-6	設置のた めの検討 の有無 C-7
項目 (位置付け)	Read of the content of the conte						

河川保全利用チェックリスト/その3

委員会評価			
(意免用拼制)	指定管理者によ る管理が実施さ れている	指定管理者により 管理状況が把握 され、市に報告さ れている。 ただし、不法占用 部分については 除草等の管理が 適切に実施され ていない。	不法占用されて いる箇所がある
河川管理者	0	×	×
(說明欄)	指定管理者による管理	今後の修繕計画等 をリスト化し指定管 理者による定期的 なチェック及び市へ の報告を行ってい る。	不法占用の実態 あり(行政代執行 も視野に入れて 撤去を検討中)
申請者			×
判定基準	:整備されている :一部整備、整備途上 x:整備されていない	:適正である :一部改正の余地がある、改 正中 ×:適正とはいえない、計画がな い	:適正管理されている ×:不法占用の実態がある
内容	施設の <u>管理体制</u> を整備して いるか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・ 話所等がある。等)	施設の管理計画は適正であるか	利用者などが許可な〈用具収 納コンテナなどの <u>不法占用物</u> <u>件を持ち込まないよう、適正</u> に管理しているか
細目 (整理番号)	管理体制 D-1	管理計画 D-2	不法占用 対策 D-3
項目 (位置付け)		施設管理	不法占用
(£	施設の	維持管理 口	

# 取組状況報告書 東久代公園(川西市) [許可]

[許可更新時]

配
幯
6
业
ш.
17
دم
₩
łυ
牃
J111FT
HIE
靊
回職回
恒離
前回審請
(町回審調

今回委員会の意見																				
今回の現地調査での意見																				
現在までの取組(対応)状況		定期的な施設内パトロールに	より、見つけ次第除去を実施。	また、生息域の拡大になるので	公園の維持作業では種子の衣	服等への付着に注意していま	ф ф	猪名川河川事務所と連携し、	不法占用者に撤去を指示して	います。令和 2 年度には弁護	士を通じて、通知文書の通知	等を実施。占用物の移動等は	確認できたが、完全撤去にまで	は至っていません。	令和2年12月6日に利用団体	に向けて環境学習会を実施し、	外来植物の駆除を行いました。	参加した子どもたちの環境へ	の関心も高まったようで、今後	も定期的な開催に努めます。
中間報告時の市の回答	(H30年度第1回)	メリケントキンソウについては、	見つけたら除去をし、ロープを張	って入らないように対策をしてい	たため、減少しています。			猪名川河川事務所とともに数	回、不法占用者事務所を訪問	し、文書を預けるも、本人と接触	できていません。	現場にも二度に渡り撤去指示看	板を設置するも、状況に変化は	見られていません。	平成30年8月11日に利用団体	に対し、環境学習会を実施しまし	た。参加した子ども達の環境へ	の関心が大きかったため、今後	は、年間行事として定期的な活	動を進めて参ります。
更新時委員会の意見	(H27 年度第 2 回)	メリケントキンソウ等外来種へ	の対策を強化していただきた	61%				不法占用対策について引き続	き努力していただきたい。						環境学習会をこれからも進めて	いただきたい。				
橅	中	7	_					C	7						C	၇				

### [中間報告時新規意見]

	中間報告時委員会の意見	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
	(H30年度第1回)			
7	メリケントキンソウについては、今後	定期的な施設内パトロールにより、見つ		
_	も継続して対応されたい。	け次第除去を実施。また、生息域の拡大		
		になるので公園の維持作業では種子の		
		衣服等への付着に注意しています。		
C	不法占用対策については、今後も	猪名川河川事務所と連携し、不法占用		
7	引き続き努力していただきたい。	者に撤去を指示しています。令和2年度		
		には弁護士を通じて、通知文書の通知		
		等を実施。占用物の移動等は確認でき		
		たが、完全撤去にまでは至っていませ		
		h,		
C	環境学習会については、年1回と言	猪名川河川レンジャーと相互協力し、利		
<b>ဂ</b>	わず、積極的に進めてほしい。	用者を対象とした環境学習会を開催し、		
		環境保全について考える機会を提供して		
		います。		

甲様式1

27国近整猪占調河占第155号

### 許 可 書

住所 氏名 川西市

平成28年3月2日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築(東久代公園)については、河川法(昭和39年法律第167号)第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 8月16日

近畿地方整備局

(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する 者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上 記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁 決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記(乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等)

1 河川の名称 淀川水系 猪名川

2 目 的 公園

3 場 所 川西市東久代1丁目地先 (右岸8.0k+50m~8.6km)

4 工作物の名称 東久代公園 又 は 種 類

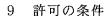
5 工作物の構造 別紙のとおり 又 は 能 カ

6 工 期

7 占 用 面 積 72,128.65㎡

8 占 用 期 間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで





- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名(法人にあってはその名称)、連絡先(電話番号は法人の場合に限る。)及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所(以下「出張所長」という。)の指示に従い設けること。
- 2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) <del>この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。</del>
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は王事に起因して河川管理施設その他の王作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長(以下「事務所長」という。)に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能(河川管理上必要とされるものに限る。)を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目 視その他適切な方法により点検を行うこと。
  - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について 報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求め たときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
  - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
  - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
  - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないと き。
  - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

- (11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、 第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする 場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て 検査を受けること。
- (14) <del>この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る</del> <del>工作物を使用してはならない。</del>
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
  - 一 占用の期間を満了したとき。
  - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
  - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
  - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民(以下「利用者等」という。)の安全確保のため次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制 (土日・祝日及び勤務時間外を含む。)を出張所長に届け出ること。これを変 更しようとするときも、同様とする。
  - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
  - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
    - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
    - 口 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
    - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法につい て検討するとともに、必要な措置を講じる。
  - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げる口及びハの措置を講じるにあたって 河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置 を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物

は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。
- (23) この許可に係る東久代公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (24) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



### 工作物の構造又は能力

### 【園路】

緣 石(A) L=3,763m アスファルト舗装(t=3cm) L=10.0m(幅員10m) L = 10.0 m(幅員 8m) (幅員 5m) L=890.0m (幅員 3m) アスファルト舗装(t=5cm) L=631.0m L=188.0m (幅員 5m) アスファルト舗装(t=3cm) (幅員 3m) アスファルト舗装(t=5cm) L=153.0m

### 【広 場】

### 自由広場 1箇所 A=約11.000㎡

バックネット1基 (可搬式)日除けテント5.0m×2.5m2基サッカーゴール2組 (可搬式)スコアボード1基 (可搬式)グラウンド整備道具箱1基 (可搬式)

休養広場

約5,950㎡(堤外)

### 【運動施設】

### 野球場 1面 A=約16,000㎡

 バックネット
 1基 (可搬式)

 ファールボール
 2本 ( " )

 スコアボード
 1基 ( " )

 グラウンド整備道具箱
 '1基 ( " )

 縁 石 (B)
 L=255m

 日除けテント
 5.0m×2.5m

### 球技場 1面(A·B) A=約24,000㎡

2基 (可搬式) バックネット 2基( " ) スコアボード サッカーゴール 4組(" 2基( ") グラウンド整備道具箱 L=255m 縁 石(B) (H=5.0m)L=56m防球フェンス 4基  $5.0 \text{m} \times 2.5 \text{m}$ 日除けテント

### <u>テニスコート 5面 A=約5,000㎡</u>

球技コート付帯設備1式 (可搬式)球技コート整備道具箱1基 ( " )防球フェンス(H=2.0m)L=330m緑 石(B)L=378m

### 【修景施設】

植栽

トベラ 10本 シャリンバイ 1,210本

芝 生

### 【休養施設】

ベンチ 34基 (可搬式)

### 【便益施設】

水道管 (φ=40mm)

L=46m

### 【遊戯施設】

小動物

15基

### 【その他管理施設】

階段 5箇所 車止め 3箇所 集水枡 3箇所 ヒューム管 L=46.0m ガードレール L=48.0m フェンス L=74.4m 側 溝 L=51.0m

立 札31箇所 (可搬式)屑かご11箇所 (可搬式)

管理事務所 (8.1m×18.0m)1式地蔵尊 (1.3m×1.4m)1式フェンスL=132.6m道路規制標識2基

バリカー (擬石タイプ)2基バリカー (引抜式)25基 (可搬式)バリカー (門型式)2基

道路ミラー (キーパーミラー 2 面鏡)1基道路ミラー (キーパーミラー 1 面鏡)1基駐車場舗装 (アスファルトt=5cm)A=562m

駐車場舗装(アスファルトt=5cm) A=1,260m (堤外地)

横断防止柵(フロントビー、PZ-A3-8B-C L=45.5m 電気・通信引込柱 (鋼管柱) NAポールTS-9 1本

暗渠排水管 φ=100mm L=192m 男女兼用トイレ 2基

男女兼用トイレ2基 (可搬式)手洗い水槽1基 (可搬式)車止めボール2本

擁 壁H=0.6mL=10m鉄筋コンクリート側溝W=0.52mL=4.0m物置5基





住所 氏名 川西市

平成29年2月8日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築(東久代公園)については、河川法(昭和39年法律第167号)第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 2月20日

近畿地方整備局、



(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する 者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上 記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁 決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その 審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審 査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正 当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審 査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、 審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記(乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等)

1 河川の名称 淀川水系 猪名川

2 目 的 公園(東久代公園)

3 場 所 川西市東久代1丁目地先, (右岸8.0k+50m~8.6km)

4 工作物の名称 階段、手摺り 又 は 種 類

5 工作物の構造 階段 6 箇所 (1 箇所新規追加、既設置) 又 は 能 カ 手摺り(ステンレス製) 0.0486m×7.0m 1 基 (今回新設)

6 工 期 平成29年 2月23日から平成29年 2月28日まで

7 占用面積 72,152.83㎡.

8 占 用 期 間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで

9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名(法人にあってはその名称)、連絡先(電話番号は法人の場合に限る。)及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所(以下「出張所長」という。)の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長(以下「事務所長」という。)に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、 もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
  - この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な

時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能(河川管理上必要とされるものに限る。)を維持するために必要な措置を講ずること。

- 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視 その他適切な方法により点検を行うこと。
- 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
  - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
  - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
  - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
  - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
  - 一 占用の期間を満了したとき。
  - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
  - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
  - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民(以下「利用者等」とい

- う。)の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制(土日・ 祝日及び勤務時間外を含む。)を出張所長に届け出ること。これを変更しようとす るときも、同様とする。
- 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
  - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
  - 口 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
  - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検 討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げる口及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出しておくこと。
- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。
- (23) この許可に係る東久代公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (24) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう 取り組むこと。
  - (25) 本件許可に係る工作物は平成28年8月16日付27国近整猪占調河占第155号の次回継続申請時に併せて申請のこと。